

ふるさと雇用再生特別基金事業一時金の支給について

1 支給要件

一時金は、次のいずれにも該当する事業主に支給されます。

- (1) 奈良県又は市町村が作成した基金事業の実施に係る計画に基づき、奈良県ふるさと雇用再生特別基金事業（以下「委託事業」という。）を実施する事業主又は再委託を受けた事業主
- (2) 委託事業の実施に当たり新たに雇い入れた者又は派遣会社より派遣された労働者（常用雇用に向けて求職活動を常態としている登録型派遣労働者に限る。）（以下「対象労働者」という。）との間で委託事業に係る雇用契約期間の終了の日までの間に、期間の定めのない労働契約（雇用期間の定めのない雇用であって、当該事業所の正社員として位置づけられるものをいう。以下同じ。）を締結し、委託事業終了後も引き続き雇い入れる事業主

2 一時金の支給額

対象労働者 1 人につき 30 万円

3 支給申請

(1) 支給申請期間

委託元の県又は市町村に当該年度の委託契約期間終了後 1 ヶ月以内に申請して下さい。但し、平成 23 年度に実施する事業については、委託契約期間終了後 1 ヶ月以内又は平成 24 年 3 月 31 日のいずれか早い日までとします。

(2) 提出書類

- ① 「ふるさと雇用再生特別基金事業一時金支給申請書」（様式第 1 号）
- ② 「対象労働者雇用状況等申立書」（様式第 2 号）
- ③ 委託事業に係る委託契約書の写し（再委託先の事業所の場合には、再委託を承認する書類の写し）
- ④ 委託事業に係る雇用契約書又は雇入れ通知書の写し
- ⑤ 官公署で発行した対象労働者の氏名及び生年月日を確認できる書類の写し（住民票、運転免許証等の写し）
- ⑥ 正規雇入れに係る雇用契約書又は雇入れ通知書の写し
- ⑦ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

※その他奈良県が必要と認める書類を求めることがあります。

※①及び②については、委託元の県又は市町村からお渡しします。

4 その他

一時金の不正受給等が発覚した場合は、奈良県補助金等交付規則等により、一時金（加算金を含む）を返還していただく場合があります。

奈良県商工労働部
雇用労政課雇用促進係
TEL: 0742-27-8832